

議案第 5 号

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 6 日 提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 榎林 力也

(提案理由)

55歳を超える職員については、国、県等では定期昇給の原則停止となっており、本町でもそれに準じた見直しが必要となることから、山都町一般職の職員の給与に関する条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長職務代理者 山都町副町長

山都町条例第 号

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

山都町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年山都町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項を次のように改める。

- 5 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の前項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(規則で定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の前項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>6～8 (略)</p>